

令和 5 年

第 2 回 広陵町議会臨時会議案

令和 5 年 4 月 1 4 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 議案第 3 1 号 広陵町固定資産評価審査委員会委員の選任につ
つき同意を求めることについて [1 頁]
- 議案第 3 2 号 広陵町監査委員の選任につき同意を求めること
について [3 頁]
- 議案第 3 3 号 損害賠償額の決定及び訴訟上の和解について
[5 頁]

議 案 第 3 2 号

広陵町監査委員の選任につき同意を求めること
について

次の者を広陵町監査委員に選任したいので、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、
議会の同意を求める。

令和5年4月14日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 奈良県北葛城郡広陵町大字疋相255番地10

氏 名 よしむら 吉村 ひろゆき 裕之

生年月日 昭和45年1月24日

議案第33号

損害賠償額の決定及び訴訟上の和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年4月14日提出

広陵町長 山村吉由

1 当事者

- (1) 令和3年（ワ）第296号損害賠償等請求事件
（第1事件）

原告 奈良県大和高田市大字市場159番地の13
株式会社エム・エンタープライズ

被告 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町

- (2) 令和4年（ワ）第18号損害賠償請求事件
（第2事件）

原告 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町

被告 大阪府堺市堺区甲斐町西2丁2番23号
有限会社奈良県建物総合管理

2 和解内容

- (1) 第1事件被告兼第2事件原告は、第1事件原告に対し、第1事件損害賠償債務として、140,570円の支払義務があることを認める。
- (2) 第2事件被告は、第1事件被告兼第2事件原告に対し、第2事件損害賠償債務として、1,836,246円の支払義務があることを認める。
- (3) 第1事件原告、第1事件被告兼第2事件原告及び第2事件被告は、第1号の債務と前号の債務とを対当額で相殺することに合意し、その結果、第2事件被告は第1事件被告兼第2事件原告に対し、1,695,676円の支払義務があることを認める。
- (4) 第2事件被告は、第1事件被告兼第2事件原告に対し、前号の金員を、令和5年5月27日限り、第1事件被告兼第2事件原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、第2事件被告の負担とする。
- (5) 第1事件原告及び第1事件被告兼第2事件原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (6) 第1事件原告、第1事件被告兼第2事件原告及び第2事件被告は、各当事者間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

3 和解理由

本件については、奈良地方裁判所葛城支部から和解の提案がなされ、当事者間の紛争が早期に解決することを勘案し、協議を進めた結果、当事者双方が上記和解内容に合意したため、和解するものである。

4 事件の概要

令和2年11月2日にクリーンセンター広陵施設内において、第2事件被告の社員がごみ収集車を運転し、プラットホーム出口シャッターに衝突させたことにより当該シャッターが破損したため、第2事件被告にシャッターの修理代金を請求していたところ、これに応じないばかりか、当該車両の所有会社である第1事件原告から本町の管理^{かし}瑕疵に基づく事故であるとして車両の損害賠償請求（請求額1,030,847円）が提起されるに至ったため、これに応訴して管理瑕疵のないことを主張するとともに、別途第2事件被告の過失に基づく事故であるとしてシャッターの損害賠償請求訴訟を提起していたもの